

Q1 今回の加算税の見直しにより、平成28年12月31日以前に法定納期限が到来する関税及び輸入品に対する内国消費税等に課される過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の税率に変更はありますか。

A1 平成28年12月31日以前に法定納期限※が到来する関税及び輸入品に対する内国消費税等については、加算税の見直し前の税率により過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税が課されることとなります。

※ 法定納期限とは、関税法第12条第9項に規定する輸入の許可の日、納期限延長制度の利用により延長された期限等です。

Q2 税関からの調査通知はどのような方法で行われますか。

A2 調査通知は、税関の輸入事後調査部門から輸入者（納税義務者）に対して、調査の対象となる税目、調査の対象となる期間及び調査を行う旨を電話等により通知して行います。

Q3 調査通知の翌日以後、更正予知前に当初申告に係る修正申告を行った場合、その調査通知を受けた輸入者（納税義務者）に係るすべての関税及び輸入品に対する内国消費税等について、5%の過少申告加算税が課されますか。

A3 今回の加算税の見直しにより、調査通知日の翌日以後、更正予知前に当初申告に係る修正申告を行った場合に5%の過少申告加算税が課されることとなるのは、次の①及び②の両方に該当する関税及び輸入品に対する内国消費税等です。

① 輸入の許可の日が、調査通知に基づく調査の対象期間であるもの

② 上記①のうち、税関からの調査終了通知又は税関による調査結果の説明に基づく修正申告等が行われていないもの

Q4 調査通知日の翌日以後、更正予知前に修正申告を行った場合に課される5%の過少申告加算税については、調査通知日以前に税関に対して当初申告に係る修正申告に関する相談又は修正申告入力控の提出を行っていた場合も、課されますか。

A4 今回の加算税の見直しにより、調査通知後、更正予知前に当初申告に係る修正申告が行われた場合は、5%の過少申告加算税が課されることとなります。

このため、調査通知日以前に税関に当初申告に係る修正申告に関する相談又は修正申告入力控の提出を行っていた場合であっても、調査通知日の翌日以後、更正予知前に修正申告を行ったときは、5%の過少申告加算税が課されることとなります。

<連絡先>

税関	業務部		調査部	
函館税関	統括審査官部門	0138-40-4256	特別関税調査官	0138-40-4274
東京税関	通関総括第1部門	03-3599-6337	特別関税調査官（調査第1担当）	03-3599-6387
横浜税関	通関総括第1部門	045-212-6150	特別関税調査官（調査第1担当）	045-212-6146
名古屋税関	通関総括第1部門	052-654-4085	特別関税調査官（調査第1担当）	052-654-4186
大阪税関	通関総括第1部門	06-6576-3313	特別関税調査官（調査第1担当）	06-6576-3338
神戸税関	通関総括第1部門	078-333-3086	特別関税調査官（調査第1担当）	078-333-3111
門司税関	通関総括第1部門	050-3530-8367	特別関税調査官	050-3530-8382
長崎税関	統括審査官部門（総括担当）	095-828-0126	特別関税調査官	095-828-8698
沖縄地区税関	通関総括第1部門	098-862-9291	統括調査官	098-862-9738

※ 今回の加算税の見直しにつきまして、不明な点等がございましたら各税関の担当までお問い合わせください。